



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金の承認（科学技術振興課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） 3
- 事業の認定（用地課） 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・12件（南部土木事務所） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立総合教育センター） 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立総合教育センター） 10

その他

- 沖縄県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告 11

告 示

沖縄県告示第258号

沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第13条第3項の規定により、次のとおり沖縄ライフサイエンス研究センターの利用料金を承認した。

令和元年 7月 5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄ライフサイエンス研究センター
- 2 指定管理者 沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体 代表者 バイオ・サイト・キャピタル株式会社 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目 7番15号、公益財団法人沖縄科学技術振興センター うるま市字州崎 5番地 1
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年 5月 7日
- 4 利用料金の額

(1) 施設利用料金

種別	単位	利用料金の額
研究室	1 平方メートル 1月につき	2,360円
駐車場	1 台 1月につき	3,080円
会議室	1 室 1時間につき	220円
リフレッシュルーム	1 室 1時間につき	820円
シャワー室	1 回につき	100円

(2) 附属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
会議室等	テレビ会議システム	1 式 1時間につき	2,100円
	プロジェクター（大）	同	370円
	プロジェクター（小）	同	190円

(3) 機械器具利用料金

区分	品名	単位	利用料金の額
研究用機器	高速冷却遠心機	1式1時間につき	420円
	多本架冷却遠心機	同	220円
	超高速遠心機	同	1,010円
	オートクレーブ(100リットル)	同	330円
	大型恒温振とう培養機	同	310円
	90リットル自動培養装置	同	1,520円
	マイナス80度超低温フリーザー	同	130円
	マイナス150度超低温フリーザー	同	150円
	棚式大型凍結乾燥機	同	370円
	中型恒温振とう培養機	同	110円
	大容量パラレル遠心エバポレーター	同	1,150円
	酸・塩基系ドラフトチャンバー	同	580円
	ハイスルーブット遠心エバポレーター	同	530円
	分光光度計	同	180円
	小型自動分注器	同	710円
	正立蛍光顕微鏡	同	720円
	微量高速冷却遠心機	同	200円
	超高速液体クロマトグラフシステム	同	1,850円
	細胞解析装置	同	2,020円
	ケミルミ検出器	同	220円
	デジタルPCR	同	410円
	DNA断片化装置	同	310円
	マイクロプレートウォッシャー	同	220円
	マイクロチップ型電気泳動解析装置	同	270円
	パルスフィールド電気泳動装置	同	570円
	マイクロプレートリーダー	同	250円
	低圧クロマトグラフィ	同	460円
	サーマルサイクラー	同	190円
	コロニーピッカー	同	450円
	10リットル自動培養装置	同	620円
	連続遠心機	同	650円
	連続遠心機(HEPAフィルター搭載型)	同	840円
	天然物サンプル抽出用全自動HPLC	同	1,910円
	高速溶媒抽出装置	同	700円
	ロータリーエバポレーター	同	620円
	有機系ドラフトチャンバー	同	740円
	バイオメディカルフリーザー	同	190円
	棚式小型凍結乾燥機	同	310円
	四重極質量分析計	同	1,850円
	キャピラリー遺伝子解析システム	同	880円
	リアルタイムPCR	同	320円
PCRセットアップ用分注システム	同	240円	
半導体型次世代シークエンサーシステム	同	570円	
半導体型次世代シークエンサーシステム用前処理装置	同	280円	
DNA断片ゲル抽出装置	同	230円	
デスクトップ型次世代シークエンサーシステム	同	650円	
全自動秤量システム	同	500円	
粒度分布測定装置	同	310円	
ベンチトップ型細胞分析システム	同	200円	
クロマトグラフィシステム	同	370円	
動物個別飼育制御装置	同	20円	
動物実験設備	同	280円	
その他機器	インクジェットプリンター	1式1時間につき	7円
大型プリンター	B0サイズスタンダード普通紙	1枚につき	420円
	B0サイズプレミアム光沢紙	同	2,620円
	B1サイズスタンダード普通紙	同	270円
	B1サイズプレミアム光沢紙	同	1,360円
	A0サイズスタンダード普通紙	同	370円

	A 0 サイズプレミアム光沢紙	同	2,160円
	A 1 サイズスタンダード普通紙	同	240円
	A 1 サイズプレミアム光沢紙	同	1,130円

備考

- 1 利用料金の金額が1月単位で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき、又は利用の期間に1月未満の端数があるときは、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料金の金額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。

沖縄県告示第259号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和元年 7 月 5 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 伊江村地内（真謝・真西地区）
- 2 公共測量を実施した期間 平成31年 3 月25日から令和元年 6 月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第260号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和元年 7 月 5 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 国頭村
- 2 事業の種類 東部周遊拠点施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 国頭村字安波川瀬原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

東部周遊拠点施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である国頭村が事業主体となって、起業地内に、観光案内、地域特産物提供施設、駐車場等を整備する事業であるところ、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

国頭村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

沖縄本島北部地域は通称「やんばる」と呼ばれ、国頭村、大宜味村、東村の3村（以下「やんばる3村」という。）は沖縄本島の最北部に位置し、面積の75%以上を占める森林一帯は「やんばるの森」と呼ばれ、世界的にも貴重な生物が生息する森として知られている。やんばる3村では豊かな地域資源を活用した産業振興を推進しており、近年では、沖縄県全体で観光客数の増加が続く中、やん

ばる3村への観光客数も年々増加の傾向にあり、さらなる観光客数増加による地域振興が期待されている。

しかしながら、現在、やんばる3村には観光の総合的な案内所が少なく、観光客の本部半島や西海岸側への偏在がみられる。そのため、西海岸側周辺に偏在する本島北部地域の観光客をいかにやんばる3村に誘客するかが課題となっている。地域資源を活用した持続可能な観光地を形成していくためには、やんばる3村を多様な魅力を持つ一つのエリアとしてとらえ、各地の魅力的な観光地情報の提供や地域ならではの食材を消費する拠点を各地に形成し、これらの拠点をつなぎ、観光地の連携を図ることで、観光客の動線を誘導し、東海岸から西海岸までを周遊することにより、やんばる3村における滞在及び消費を促進していく必要がある。

このような状況に対応するため、本事業は、第4次国頭村総合計画及び国頭村観光振興基本計画に基づき計画されたものであり、平成30年度に国頭村字辺戸岬原地内に整備された辺戸岬拠点施設等の東部地域の各施設を結ぶ拠点として、観光案内所、地域特産物提供施設、駐車場等を整備するものである。本事業の施行により、やんばる3村の広域観光情報等を発信することで、東西の周遊を促進するとともに、自然環境の価値を伝え、持続可能な観光地の実現を図ることができる。さらに、安波地域の伝統的な建築様式である茅葺き施設の整備を行うことで、地域の伝統建築の伝承と併せて観光客の誘致に結びつけるとともに、地域特産物の販売により地域経済の活性化を図ることができる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業の起業地の選定に当たっては、既存施設との連携、土地利用の容易性等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本事業は、観光案内、地域特産物提供施設及び駐車場等を整備しようとするものである。沖縄県全体の観光客数の増加に伴い、やんばる3村の観光客数は増加傾向にあるものの、情報発信が十分でないため、観光客の周遊、滞在及び消費につながっていない状況にある。魅力的な観光地情報の提供や地域ならではの食材を消費する拠点を各地に形成し、これらの拠点をつなぎ、観光地の連携を図ることで、やんばる3村における周遊、滞在及び消費を促進していく必要があることから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 国頭村振興策推進室

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和元年7月5日から同年11月5日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。

令和元年7月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1ほか1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四丁目17番11号 代表取締役 稲嶺充
- 3 届出年月日 令和元年5月24日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 儀武恭
変更後 稲嶺充
- 5 変更の年月日 平成29年6月22日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和元年7月5日から同年11月5日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び本部町企画商工観光課において縦覧に供する。

令和元年7月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1ほか1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四丁目17番11号 代表取締役 稲嶺充
- 3 届出年月日 令和元年5月24日
- 4 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前6時から午後12時まで
変更後 24時間
- 5 変更する年月日 令和元年5月25日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月5日 沖縄県指令南土第578号、平成30年5月1日 沖縄県指令南土第536号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波1035番7及び499番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字根差部695番地A s u n t o 302 松本矩明、豊見城市字根差部695番地A s u n t o 302 松本三穂
- 5 検査済証番号 平成31年4月5日 N第937号
- 6 工事完了年月日 平成31年3月4日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年12月6日 沖縄県指令南土第1210号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次宜次原109番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字宜次105番地コーポ高良202号 金城善人
- 5 検査済証番号 平成31年4月11日 N第938号
- 6 工事完了年月日 平成31年4月2日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年6月5日 沖縄県指令南土第645号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里43番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇434番地5ラ・クラッテ301 前濱伸英、南風原町字与那覇434番地5ラ・クラッテ301 前濱菜里奈
- 5 検査済証番号 平成31年4月17日 N第939号
- 6 工事完了年月日 平成31年4月8日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年2月5日 沖縄県指令南土第83号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根白川原1134番1及び1126番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根63番地 當銘勲、糸満市西崎一丁目9番6-302 ハイツ仲尾次 當銘裕太
- 5 検査済証番号 平成31年4月23日 N第940号
- 6 工事完了年月日 平成31年4月10日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年 7 月 5 日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年 3 月 5 日 沖縄県指令南土第932号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波南浜原683番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字伊良波505番地コーポあじまあ201号 大城健
- 5 検査済証番号 平成31年 4 月 24 日 N第941号
- 6 工事完了年月日 平成31年 4 月 22 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年 7 月 5 日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年11月 2 日 沖縄県指令南土第866号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城201番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田66番地コンフォートH i k a r i 101号室 大岩根修一
- 5 検査済証番号 平成31年 4 月 24 日 N第942号
- 6 工事完了年月日 平成31年 4 月 18 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年 7 月 5 日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年 1 月 16 日 沖縄県指令南土第10号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂仲毛原109番14及び109番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字山川314番地新屋マンション202 城間朋、南風原町字山川314番地新屋マンション202 城間アイダ
- 5 検査済証番号 令和元年 5 月 10 日 N第943号
- 6 工事完了年月日 平成31年 4 月 18 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年 7 月 5 日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年10月13日 沖縄県指令南土第1035号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根橋口原695番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字賀数78番地まるみマンション202号 国吉智江
- 5 検査済証番号 令和元年 5 月 16 日 N第944号
- 6 工事完了年月日 平成31年 4 月 19 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年 7 月 5 日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年9月10日 沖縄県指令南土第765号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字武富340番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市小禄2丁目8番地23レオパレス小禄泉原当間103 金城有香、那覇市小禄2丁目8番地23レオパレス小禄泉原当間103 宮城志織
- 5 検査済証番号 令和元年5月22日 N第945号
- 6 工事完了年月日 令和元年5月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年8月27日 沖縄県指令南土第776号、令和元年5月7日 沖縄県指令南土第233号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大度内間原37番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字後原390番地2 MKマンション302号 喜屋武盛陽
- 5 検査済証番号 令和元年5月27日 N第946号
- 6 工事完了年月日 令和元年5月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年6月19日 沖縄県指令南土第679号、平成31年4月16日 沖縄県指令南土第180号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須米須原131番及び128番の2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字米須137番地コメント米須303号室 川西進一
- 5 検査済証番号 令和元年5月27日 N第947号
- 6 工事完了年月日 令和元年5月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年7月5日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年6月22日 沖縄県指令南土第689号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字渡橋名181番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保一丁目7番地1 芙蓉Ⅲ301号 上原一徳
- 5 検査済証番号 令和元年5月8日 N第948号
- 6 工事完了年月日 平成31年3月19日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和元年7月5日

沖縄県立総合教育センター所長 與 座 博 好

- 1 調達する物品等の種類 CAD教育システム（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) OA機器類の販売及び賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ OA機器類の販売及び賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555
 - (3) 申請書等の受付期間 令和元年7月5日（金曜日）から同月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和2年3月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するCAD教育システムに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年7月5日

沖縄県立総合教育センター所長 與 座 博 好

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 CAD教育システム（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和元年12月6日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立総合教育センター産業技術教育棟

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和元年7月5日付け沖縄県公報定期第4757号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるCAD教育システムの調達に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 購入した物品に障害が発生した場合において、2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した体制証明書を令和元年8月9日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出した者
 - ウ 納入しようとするCAD教育システムの応札明細書を令和元年8月9日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該CAD教育システムを納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和元年7月5日（金曜日）から同月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立総合教育センター本館1階総務班 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和元年7月5日（金曜日）から同月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年8月16日（金曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立総合教育センター本館4階第4研修室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和元年7月5日（金曜日）から同月18日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立総合教育センター総務班
- (2) 所在地 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和元年8月15日（木曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立総合教育センターに提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和元年8月5日（月曜日）午後4時
 - イ 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第二会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
CAD Education System 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
December 6, 2019
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
4:00 p.m. August 5, 2019
- (4) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. August 16, 2019
- (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural General Education Center Office
3-11-1 Yogi, Okinawa-City, Okinawa, Japan, 904-2174
Telephone 098-933-7555

そ の 他

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成30年度決算の要旨を公告する。

令和元年7月5日

沖縄県市町村職員共済組合
理事長 野 国 昌 春

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年 金預託金 管理	経過的長 期預託金 管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
(収入)											
負担金	4,746,636	10,486,500	546,393	126,250			165,382	142,599			
掛金	4,057,996	6,600,549	546,383					138,989			
利息及び配当金	129				1,587	27,468	65	7,757	144	192,071	26,642
その他の収入	2,034,890						75,275	9,000	8,712	1,130	6,423
他経理から繰入金							33,411				
前年度支払準備金	691,883										
計	11,531,534	17,087,049	1,092,776	126,250	1,587	27,468	274,133	298,345	8,856	193,201	33,065
(支出)											
給付金	4,514,804										
役員給与							87,883	25,629	16,127	17,952	4,774
旅費・事務費							16,576	5,791		2,739	98
委託費							5,066	4,118		110	
支払利息					1,587	27,468				120,238	19,463
連合会分担金							26,566	3,110			
連合会払込金	96,831	17,087,049	1,092,776	126,250			72,031				2,569
前期高齢者納付金	2,782,183										
後期高齢者拠出金	1,523,299										
病床転換支援金	10										
退職者給付拠出金	14,055										
他経理へ繰入金	33,411										
その他の支出	1,141,023						36,453	293,737	14,883	7,383	6,903
次年度支払準備金	664,669										
計	10,770,285	17,087,049	1,092,776	126,250	1,587	27,468	244,575	332,385	31,010	148,423	33,808
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	761,249	0	0	0	0	0	29,558	△34,040	△22,154	44,778	△743

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年 金預託金 管理	経過的長 期預託金 管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付
(資産)											
流動資産	2,180,717	1,025,757	69,004	493	1,587	331,127	301,229	1,149,377	433,370	4,834,489	139,818
固定資産					600,000	1,877,305		1,793	279,333	12,156,455	2,138,643
繰延資産											
資産合計	2,180,717	1,025,757	69,004	493	601,587	2,208,432	301,229	1,151,170	712,703	16,990,944	2,278,461
(負債)											
流動負債	465,368	1,025,757	69,004	493			12,009	154,130	68	15,512,110	1,046
固定負債	664,669				601,587	2,208,432	107,037	35,726	83,139	17,369	1,973,154
負債合計	1,130,037	1,025,757	69,004	493	601,587	2,208,432	119,046	189,856	83,207	15,529,479	1,974,200
(純資産)											
欠損金											
利益剰余金	1,050,680						182,183	961,314	629,496	1,461,465	304,261
純資産合計	1,050,680	0	0	0	0	0	182,183	961,314	629,496	1,461,465	304,261
負債・純資産合計	2,180,717	1,025,757	69,004	493	601,587	2,208,432	301,229	1,151,170	712,703	16,990,944	2,278,461

(注) 四捨五入により、合計と一致しない場合があります。

発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
--	---